



対=対象(特記ない場合、区内在住・在勤・在学者) **日**=日時・日程 **場**=会場 **日**=当日直接会場へ **講**=講師
費=費用(特記ない場合、無料) **ほ**=ほかの情報(「保育可」は生後5か月以上で首がすわっている子～未就学児が対象)
申=申込方法(特記ない場合、発行日時時点で申込可) **問**=問合せ先
区=区のホームページ(右記二次元コード)から申込可(☎はスマートフォン不可) **区HPQ 0000**=区のホームページ検索バーへの番号入力でページを表示



区の手続きや施設・イベント案内は **せたがやコール** 午前8時～午後9時(年中無休) ☎03-5432-3333 FAX03-5432-3100

「せたがや便利帳2023」ができました

区の窓口や手続き、行政サービス、公共施設等、暮らしに役立つ情報を紹介している冊子です。

配布場所／総合支所くみん窓口・出張所・まちづくりセンター、区政情報センター、あんしんすこやかセンター、広報広聴課

問広報広聴課 ☎5432-2009 FAX5432-3001 **区HPQ 120533**

パンフレット「世田谷へようこそ」を配布しています

町会・自治会をはじめ、お住まいの地域で活躍する地域活動団体の魅力を知っていただくために、活動内容等を紹介したパンフレットです。

配布場所／市民活動推進課、総合支所くみん窓口・出張所・まちづくりセンター

問市民活動推進課 ☎6304-3166 FAX6304-3597 **区HPQ 33943**

マイナポイント第2弾の申請期限は9月末までです

マイナンバーカードの健康保険証利用申込みと公金受取口座登録等と合わせて最大2万円分のポイントが受け取れるマイナポイント第2弾の申請期限は9月末です。対応するスマートフォンやパソコン等をお持ちの方は、ご自宅からお手続きできます。

対2月末までに、マイナンバーカードの交付申請をした方

備申請方法等詳しくは、お問い合わせください。

担当=マイナンバー担当課

問マイナンバー総合フリーダイヤル(国)
☎0120-95-0178(午前9時30分～午後8時)



清掃工場の安全な稼働のためごみの分別にご協力ください

可燃ごみを出す際に、不燃ごみ・粗大ごみ、水銀含有製品等の区では収集できないものを分別せずに出してしまうと、清掃工場の停止の原因となります。復旧には多額の費用と時間がかかるとともに、他の清掃工場に搬入することになり、収集に遅れが出る等の影響が出ます。

清掃工場の安定稼働のため、針金ハンガーや電気コード、傘等は不燃ごみに出していただく等、適正に排出してください。

また、不要となった水銀入りの体温計や血圧計は、清掃事務所や総合支所等へ直接お持ちください。

備回収場所・方法等詳しくは、区のホームページをご覧くださいか、お問い合わせください。

問清掃・リサイクル部事業課 ☎6304-3297 FAX6304-3341 **区HPQ 190342**

豪雨等で屋内が浸水したときの消毒作業

浸水した家屋は、細菌やカビが繁殖しやすくなります。浸水した床や壁、家具は、水道水で汚れをよく洗い流して水拭きし、自然乾燥させることが重要です。気になる場合は、自然乾燥後、塩素系漂白剤を製品の説明書のとおり薄めて、布等を浸して拭いてください。

保健所による消毒作業は、床上浸水した屋内が対象です。希望される場合は、水が引き、家具等の掃除が終わった後にお問い合わせください。

問世田谷保健所生活保健課 ☎5432-2903 FAX5432-3054

国民健康保険に加入されている方へ～医療を受けるときのご案内・保険料の相談

医療を受けるときは保険証を提示してください

国民健康保険証を提示し保険医療機関等を受診して支払う一部負担金は、医療費の3割(または2割)ですが、提示しない場合は、全額自己負担になります。

ただし、急病等でやむを得ない理由があると認められた場合は、後日、病名と診療内容の記載がある診療報酬明細書と領収書を添付して申請していただくことで、保険医療費の7割(または8割)を支給します。

国保加入者の出産に一時金を支給します

国保加入者が出産したとき、出産育児一時金を支給します。妊娠85日以上であれば、死産・流産(医師等の証明が必要)の場合も支給します。

※職場の健康保険等に1年以上本人として加入していた方が退職後6か月以内に出産した場合は、職場の健康保険等から支給される場合がありますので、以前加入していた健康保険組合等にご確認ください。

国保が適用されない場合があります

仕事上での病気やケガは、労災保険が優先となります。また、罪を犯したときや故意によるもの、けんか、泥酔等による病気やケガは、国保の給付を受けられません。

交通事故や傷害事件等の治療で国保を使うとき

必ず事前に担当課へ連絡し、届出を行ってください。

整骨院・接骨院(柔道整復)の正しいかかり方

整骨院や接骨院では、医療機関とは異なり、医療保険で受けられる施術の範囲が定められており、次のとおり保険証が「使える場合」と「使えない場合」があります。

◆保険証が「使える場合」(原因がはっきりしている骨・筋肉・関節のケガや痛み)

- 急性等の外傷性の打撲、捻挫、肉離れ ●脱臼、骨折(不全骨折(ひび)を含む)

※脱臼、骨折は、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得る必要があります。

◆保険証が「使えない場合」(病気や原因不明の痛み)

- 日常生活からくる単なる肩こりや腰痛等の筋肉疲労
- 内科的原因による疾患・脳疾患後遺症等による症状
- 症状の改善が見られない長期の施術 ●労災保険等が適用される負傷等
- 同じ負傷を保険医療機関で治療中のとき

◆治療を受けるときの注意

- 医療保険の適用は、治療を目的とした場合のみです。負傷の原因(いつ、どこで、何をして、どんな症状か)は正確に伝えましょう。
- 柔道整復師が患者に代わって保険請求を行う場合は、療養費支給申請書の内容(負傷原因・負傷名・日数・金額)をよく確認したうえで、受取代理人欄(住所・氏名・委任年月日)に患者本人が記入してください。なお、手首の負傷等により自筆できない場合は代筆も可能ですが、その場合は押印が必要です。
- 施術が長期にわたる場合は、内科的な要因等も考えられます。医師の診察を受けてみることも必要な場合があります。
- 無料で発行される窓口支払いの領収書は、大切に保管してください。

備保険医療費の請求には時効があります。詳しくは、お問い合わせください。

問74歳以下の方=国保・年金課保険給付係 ☎5432-2349 FAX5432-3038

75歳以上の方=国保・年金課後期高齢者医療担当 ☎5432-2390 FAX5432-3005

保険料の納付が困難な方の相談をお受けします

保険料は納期限までにお支払いください。失業や病気等の事情により納期限までのお支払いが困難な場合には、今後の納付計画のご相談をお受けしますので、お問い合わせください。

問保険料収納課納付相談担当
☎5432-2343 FAX5432-3038

保険料の還付に関する詐欺にご注意ください

区の職員が、電話で還付金の受取りのためにATMの操作をお願いしたり、自宅を訪れキャッシュカードを預かったりすることは絶対にありません。**保険料の支払い**は、**原則口座振替をお願いします**(特別徴収(年金天引き)世帯を除く)。還付金が発生した際もその口座に振り込まれるので安心です。

問保険料収納課収納係 ☎5432-2339 FAX5432-3038